

【緊急！】消費者トラブル注意報 第123号

若者に広がる「FX取引セミナー」にご注意ください！

知人から「儲かる」と誘われて契約したFX取引セミナーなどに関する相談が、熊本県消費生活センターに寄せられています。

特に20代の若者からの相談が多く、その多くが友人による勧誘をきっかけとしたものです。友人からの勧誘でも契約をしたくなければ、きっぱりと断りましょう。

□相談事例

【事例1】友人から「FXの投資セミナーを受けてみないか」と誘われた。友人はFX投資で儲かっているという。説明会は無料だというので、後日、友人とともにWEBで説明を受けたが、内容は「儲かる」という話で、どのように儲かるのかはあまり理解できなかったが、契約することにした。投資のための入門講座のパッケージ料金約60万円を振込んだ。契約書とテキストが送られてきて、全20回の入門講座をWEBで受けることになったが、数回受けてみてもどのように儲かるのかさっぱり分からぬし、誘った友人にも不信感を持つようになった。

【事例2】FXに興味があり友人から紹介を受けFX取引セミナーの契約をした。消費者金融2社から30万円ずつ借りて、60万円を事業者が指定する個人口座に振り込んだ。後日、友人から「1人紹介するごとに5万円が入る」と聞いた。現在も投資サポートを受けているが、確実に利益が得られないのであれば辞めたいと考えている。ただ、友人との関係を悪くしたくない。

■消費者へのアドバイス

○友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断りましょう

断ることで相手との関係を悪くしたくない、時間を割いて話をしてもらったのに断るのは申し訳ないなどと考えてしまうと、ますます断りにくい状況に陥ってしまいがちです。曖昧な返事はせず、契約する意思が無ければ最初から断りましょう。また、SNSやメール等での勧誘メッセージなどのやりとりは保存しておきましょう。

○借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう

「みんな借りている」「すぐにお金を取り戻せる」などと言われてもうのみにせず、借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう。

○不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センターに相談しましょう

不安に思った場合やトラブルになった場合には、すぐに最寄りの消費生活センターに相談してください。

■熊本県消費生活センター

相談電話 096-383-0999

（受付時間：平日 9時～17時）

【問い合わせ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 渡辺・山本
電話：096-333-2308 内線：35841・35848